



いのち支える中之条町自殺対策行動計画 中間評価

～誰も自殺に追い込まれることのない中之条町を目指して～

令和6年3月

群馬県中之条町



目 次

I 計画策定・見直しの趣旨

I-1 趣旨	2
I-2 計画の位置付け	3
I-3 計画の期間	3
I-4 計画の数値目標	3

II 中之条町における自殺の特徴

II-1 自殺の現状	4
II-2 対策が優先されるべき対象群の把握	9
II-3 住民アンケート調査の結果	10

III 自殺対策の基本方針

III-1 生きることの包括的な支援として推進	14
III-2 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開	14
III-3 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動	14
III-4 実践と啓発を両輪として推進	15
III-5 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進	16
III-6 自殺者等の名誉及び生活の平穏への配慮	16

IV 中之条町の自殺対策における評価と今後の取組

IV-1 地域・役場組織内におけるネットワークの強化	17
IV-2 自殺対策を支える人材の育成	17
IV-3 町民の皆さんへの啓発と知識の共有	18
IV-4 生きることの促進要因への支援	19
IV-5 若年者層への支援の強化	20
IV-6 高齢者層への支援の強化	21
IV-7 無職・失業・生活に困窮している人への支援の強化	23

V 自殺対策の推進体制

V-1 いのち支える中之条町自殺対策推進本部（役場内）	24
V-2 中之条町健康づくり推進協議会	24
V-3 主な評価指標と検証・評価	24

VI 参考資料

VI-1 生きる支援関連施策一覧	26
------------------	----

I 計画策定・見直しの趣旨

I-1 趣旨

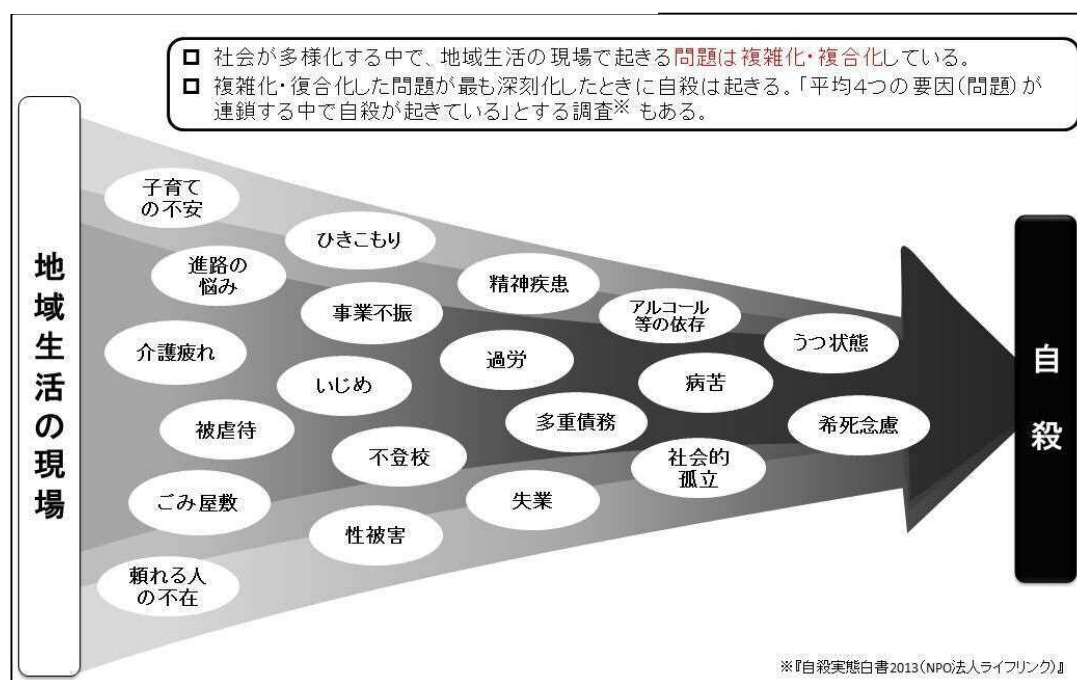
自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、家族関係の不和、職場の人間関係、病気による健康問題、いじめや孤立などのさまざまな社会的要因があることが知られています。自殺に至る心理としては、さまざまな悩みが原因で追い詰められて自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ったり、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感から、また、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と見ることができます。自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こりうる危機」です。

そのため、自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、「生きることの包括的な支援」として実施されなければなりません（自殺対策基本法第2条）。また、自殺対策基本法第13条において、都道府県及び市町村は、自殺総合対策大綱及び地域の実情等を勘案して、地域自殺対策計画を定めるものとするされており、町では、平成31年3月に「いのち支える中之条町自殺対策行動計画」を策定し計画に基づき全庁的に自殺対策を実施してきました。

令和4年10月に新たな自殺総合対策大綱が閣議決定されました。自殺者数は依然として毎年2万人を超える水準で推移しており、コロナ禍の影響や女性の2年連続の増加、小中高生は過去最多の水準となっていることから、今後5年間で取り組むべき施策を新たに位置づけることとなりました。

中之条町では、これらの自殺実態や基本方針の改正、社会情勢の変化、施策の効果に対する評価を踏まえ、計画の中間評価を行うこととしました。

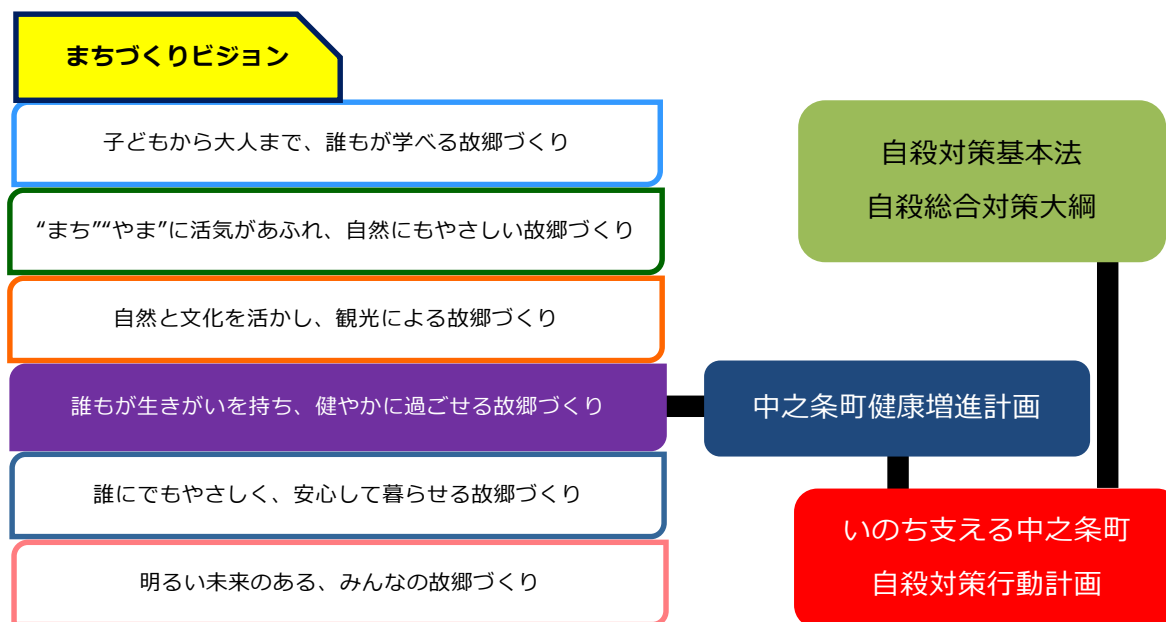
図1：自殺の危機要因イメージ図（厚生労働省資料）



I - 2 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第 13 条第 2 項及び自殺総合対策大綱に基づき、中之条町の状況に応じた、総合的な自殺対策の推進を図るために策定するものです。

また、「中之条町健康増進計画（いきいき元気プラン）」の個別基本計画であり、中之条町まちづくりビジョン「総合計画第 6 次構想」との整合を図ります。



I - 3 計画の期間

2019 年度から 2028 年度までの 10 年間とします。

中間評価は 2023 年度に行いました。最終評価は 2028 年度に実施します。

ただし、社会情勢の変化及び施策の効果に対する評価を踏まえ、必要に応じ計画の見直しを行います。

I - 4 計画の数値目標

「1. 計画策定の趣旨」で述べたとおり、町として自殺対策を通じて最終的に目指すのは、「誰も自殺に追い込まれることのない中之条町」の実現です。その実現に向けては、対策を進めるうえでの具体的な数値目標等を定めるとともに、それらの取り組みがどのような効果を挙げているかといった検証も行っていく必要があります。

国は「自殺総合対策大綱」において、2026 年までに自殺死亡率（人口 10 万人当たりの自殺者数）を 2015 年と比べて 30%以上減らし 13.0 以下とすることを目標として定めています。県は国の次期自殺総合対策大綱（2031 年まで）の目標値を引き続き 13.0 程度と想定し、2031 年に 13.0 を達成するよう、2028 年の数値 14.9 以下を目標としています。

町は、2016 年の自殺者数 4 人（自殺死亡率 23.4）を、10 年間で 0 人とする目標でしたが、国にならい数値目標を改め、町も 2028 年までに自殺死亡率を 2016 年と比べて 30%以上減らし、16.4 以下を目標とします。

Ⅱ 中之条町における自殺の特徴

町の自殺の実態に即した計画を策定するため、厚生労働省「人口動態統計」、警察庁「自殺統計」※1、ならびに自殺総合対策推進センターが自治体毎の自殺実態を示した「地域自殺実態プロファイル」を基に分析をしています。

また、第3次いきいき元気プランアンケート調査の中で、町民のこころの健康づくり等の実態把握を目的としたアンケート調査を実施し、調査結果を分析しています。

※1 厚生労働「人口動態統計」は、日本における日本人を対象とし、住所地を基にした統計であり、警察庁「自殺統計」は、総人口（外国人を含む）を対象とし、発見地及び住居地を基にしています。

Ⅱ-1 自殺の現状

1) 自殺死亡率の推移

2018～2022年の5年間に中之条町では自殺で亡くなった人数は22人で、年間平均4.4人となっています。自殺死亡率（人口10万対）の5年間の平均は27.8で、全国の16.4、群馬県の18.4よりもかなり高くなっています。2019～2021年は自殺死亡率30以上と高値を推移しており、2022年は19.7と県や国と同等まで下がりました。

表1：自殺者数及び自殺死亡率

	2018	2019	2020	2021	2022	合計	平均
自殺統計(自殺日・住居地)自殺者数	2	5	5	7	3	22	4.4
自殺統計(自殺日・住居地)自殺死亡率	12.1	30.9	31.7	45.0	19.7	-	27.8
人口動態統計 自殺者数	2	5	5	7	2	21	4.2

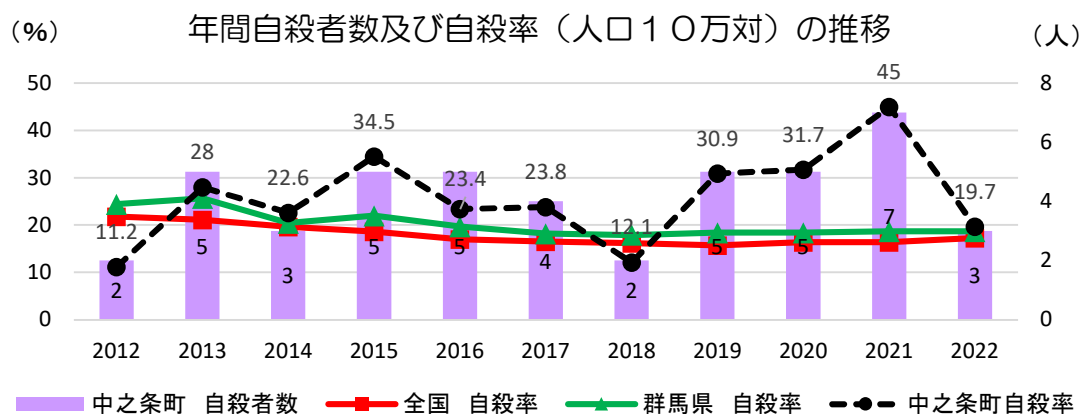
〔出典〕自殺総合対策推進センター「地域自殺実態」プロファイルデータ

表2：発見地住居地別の自殺者数（年代別）

2018～2022 年合計	20歳 未満	20-29	30-39	40-49	50-59	60-69	70-79	80歳 以上	不詳	合計
発見地	0	2	3	3	2	3	2	5	0	20
住居地	1	2	3	3	3	2	3	5	0	22

〔出典〕自殺総合対策推進センター「地域自殺実態」プロファイルデータ

図2：年間自殺者数及び自殺死亡率（人口10万対）の推移

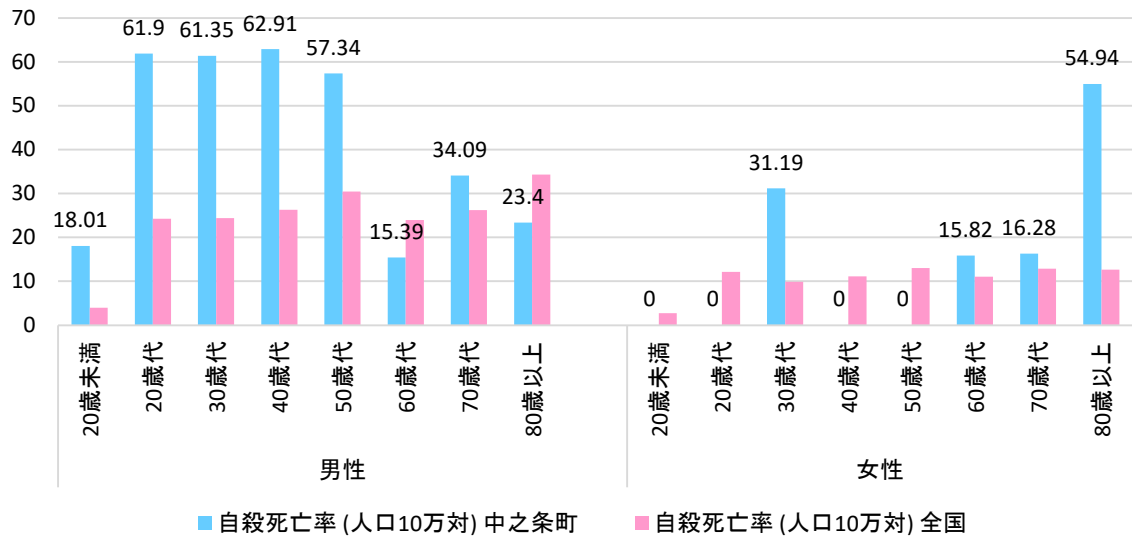


〔出典〕自殺総合対策推進センター「地域自殺実態」プロファイルデータ

2) 性・年代別の自殺死亡率

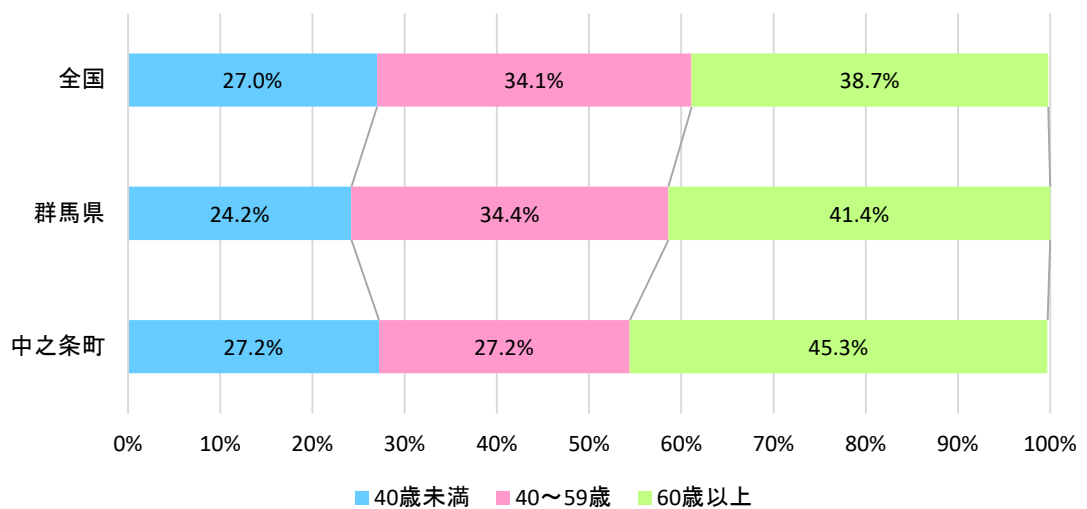
2018～2022 年の間に自殺で亡くなった人を性・年代別の自殺死亡率で見ると男性は 60 歳未満で全国よりかなり高く、女性は 30 歳代と 80 歳以上において全国の自殺死亡率よりかなり高くなっています。

図 3：性・年代別の自殺死亡率（人口 10 万対）



〔出典〕自殺総合対策推進センター「地域自殺実態」プロフィールデータ

図 4：年代別自殺者割合

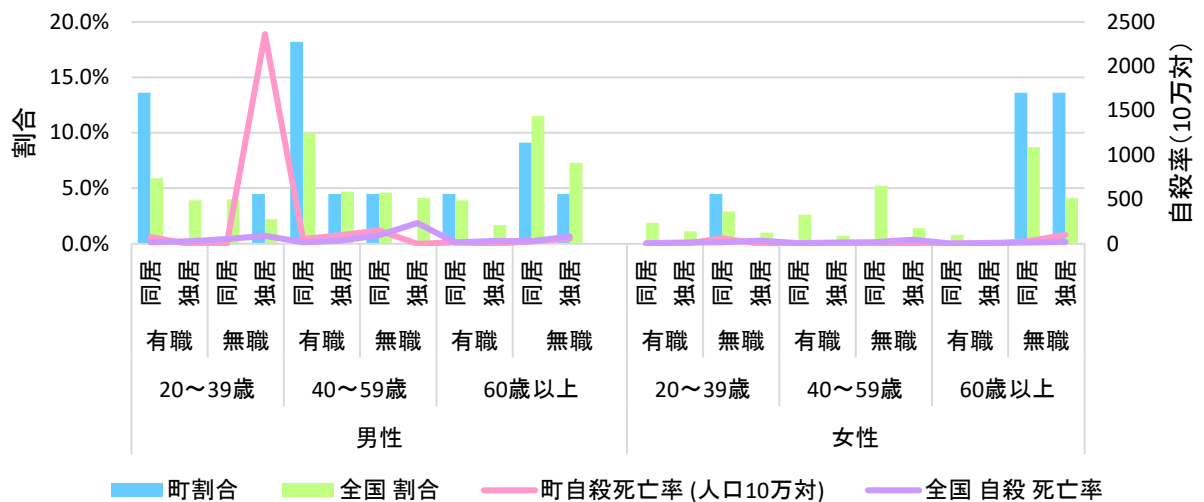


〔出典〕自殺総合対策推進センター「地域自殺実態」プロフィールデータ

3) 性・年齢・職業・同居人の有無別にみた自殺率

2018～2022 年の 5 年間に自殺で亡くなった人を性・年齢・職業・同居人の有無別に見ると、「20～39 歳の男性・無職者・独居」の人の自殺率（人口 10 万対）が全国と比較してかなり高くなっています。

図 5：自殺者の割合と自殺率（人口 10 万対）

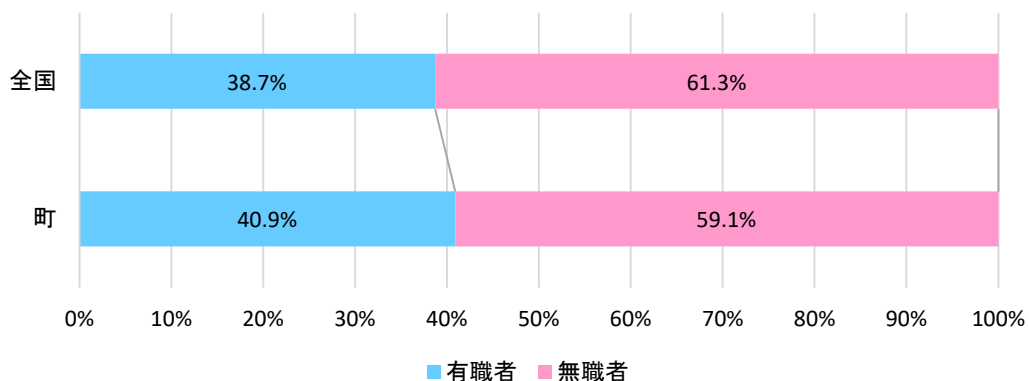


〔出典〕自殺総合対策推進センター「地域自殺実態」プロフィールデータ

4) 職業別にみた特徴

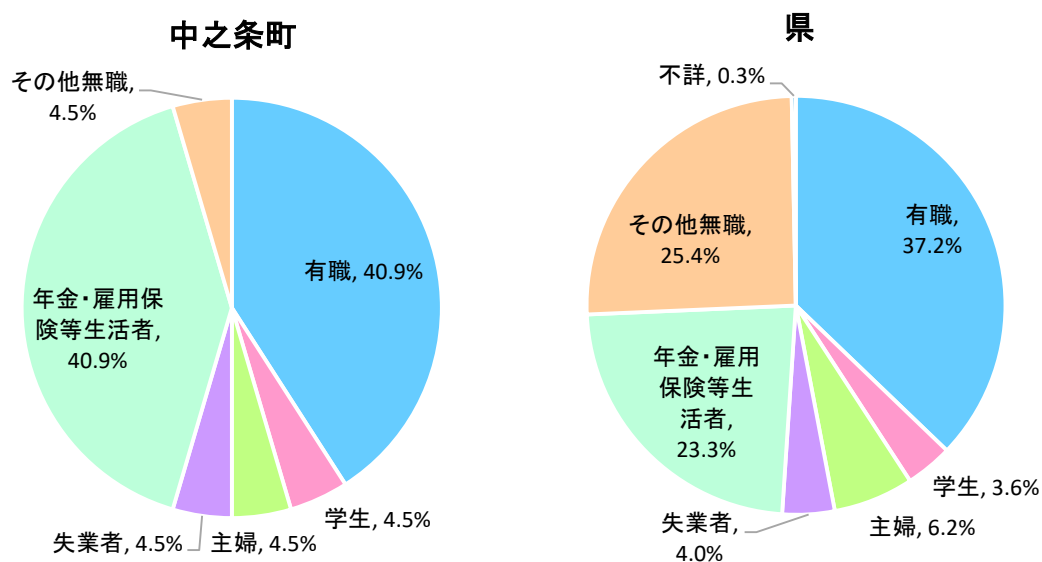
2018～2022 年の 5 年間に自殺で亡くなった人の職業の割合をみると、有職者及び年金・雇用保険等生活者の割合が 40.9%と高く、県と比較すると町は年金・雇用保険等生活者の割合が高くなっています。

図 6：職業有無別自殺割合



〔出典〕自殺総合対策推進センター「地域自殺実態」プロフィールデータ

図 7：職業別自殺割合

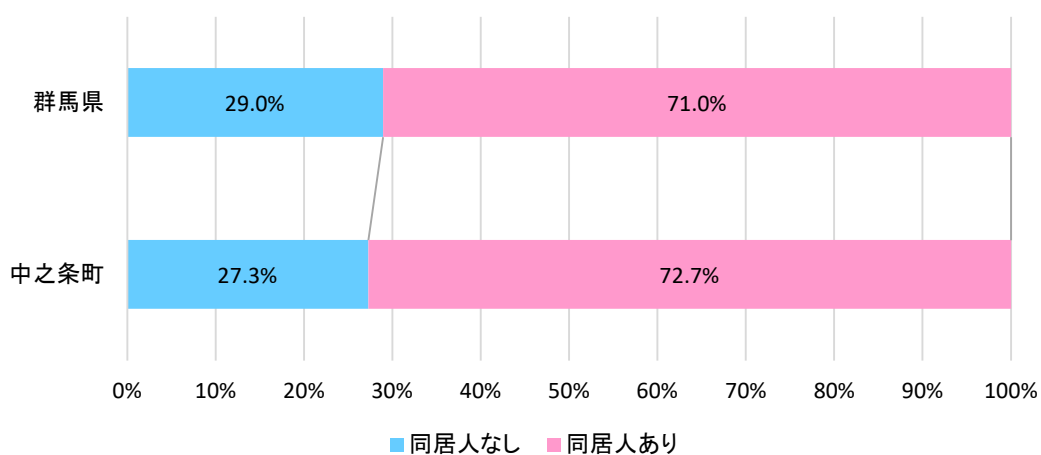


〔出典〕自殺総合対策推進センター「地域自殺実態」プロフィールデータ

5) 自殺者における同居人の有無の割合

2018～2022 年の 5 年間に自殺で亡くなった人を同居人の有無別で見ると、同居人ありの割合が 72.7%と高く、県の 71.0%よりやや高くなっています。

図 8：同居人の有無の割合

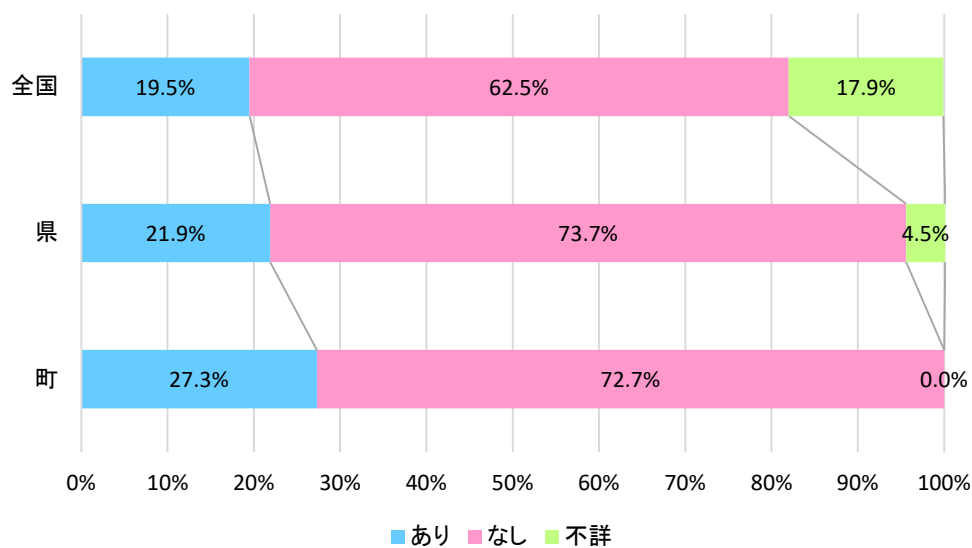


〔出典〕自殺総合対策推進センター「地域自殺実態」プロフィールデータ

6) 自殺者における未遂歴の有無

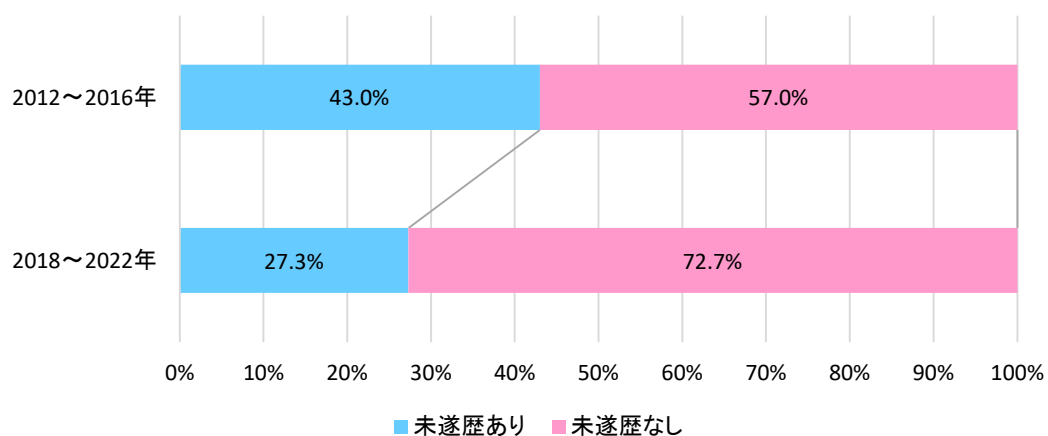
2018～2022 年の 5 年間の自殺者のうち、自殺未遂歴のあった人の割合は、27.3%で 2012～2016 年の 5 年間の 43%より下がっているが、全国や県と比較してもやや高くなっています。これは、自殺で亡くなった人は自殺未遂を経験している人が多いということであり、自殺未遂歴のある人はリスクの高い状態にあることを示しています。

図 9：未遂歴の有無の割合



〔出典〕自殺総合対策推進センター「地域自殺実態」プロフィールデータ

図 10：未遂歴の有無の割合比較



〔出典〕自殺総合対策推進センター「地域自殺実態」プロフィールデータ

II-2 対策が優先されるべき対象群の把握

2018 年～2022 年の 5 年間における自殺の実態について、自殺総合対策推進センターの「地域自殺実態プロファイル」により町において自殺で亡くなる人の割合が多い属性（性別・年代別・職業の有無別・同居人の有無別）の上位 5 区分が示されました。

また、この属性情報から、町において推奨される重点施策として、「勤務・経営」「高齢者」「生活困窮者」「子ども・若者」に対する取り組みを挙げました。

表 3：地域の主な自殺の特徴

自殺者の特性上位 5 区分	自殺者数 (5 年計)	割合	自殺死亡率 [*] (人口 10 万 対)	背景にある主な自殺の危機経路**
1 位:男性 40～59 歳有職同居	4	18.2%	52.7	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み + 仕事の失敗→うつ状態→自殺
2 位:女性 60 歳以上無職独居	3	13.6%	98.2	死別・離別+身体疾患→病苦→うつ状態 →自殺
3 位:男性 20～39 歳有職同居	3	13.6%	75.4	職場の人間関係/仕事の悩み(ブラック企 業)→パワハラ+過労→うつ状態→自殺
4 位:女性 60 歳以上無職同居	3	13.6%	25.9	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
5 位:男性 60 歳以上無職同居	2	9.1%	27.7	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲 れ)+身体疾患→自殺

「地域の自殺の特徴」の上位の 3 区分の性・年代等の特性と「背景にある主な自殺の危機経路」を参考に選定している。

〔出典〕自殺総合対策推進センター「地域自殺実態」プロファイルデータ

Ⅱ-3 住民アンケート調査の結果

計画の見直しにあたり、広く町民の実態を把握し、基礎資料とするため健康増進計画「第3次いきいき元気プランアンケート調査」（以下、アンケート調査）にこころの健康に関する内容を盛り込み調査を実施しました。

【調査方法】 郵送配布・郵送回収

【調査期間】 令和4年12月23日～令和5年1月23日

【調査対象者・配布数・回収数】

区分	種 類	対象者	配布数	回収数	回収率
A	小学生用	小学5年生	85	78	91.8%
B	中学生用	中学2年生	111	107	96.4%
C	一般用	16歳以上	742	391	52.7%
合 計			1,012	650	64.2%

【調査項目・対象区分】

1. 心配事を相談できる人について（A B C）
2. 心理的苦痛の有無について（Cのみ）
3. 自殺対策に関する認知度（Cのみ）

【調査結果】

心配事を相談できる人は家族や友人が多い

アンケート調査では、「困っていることや、悩んでいることを相談できる人は誰ですか？」という質問に対し小学生では、「家族」が46.7%と最も多く、「友達」31.6%、「学校の先生」19.1%となっています。

中学生になると最も多い相談相手は、「友達」40%であり、「家族」35.9%、「学校の先生」13.3%となっています。小学生も中学生も身近な人に相談していることがわかります。

16歳以上では「家族・親族」が51%と最も多く、「友人・同僚」30%、「かかりつけ医療機関の職員」9.1%となっています。16歳以上を年代別にみると、16～19歳の若い世代では「友人・同僚」が最も多くなっています。

また、相談する人が「誰もいない」人が全ての世代に少数みられます。

図 1 1 : 心配事を相談できる人（小学生・中学生）

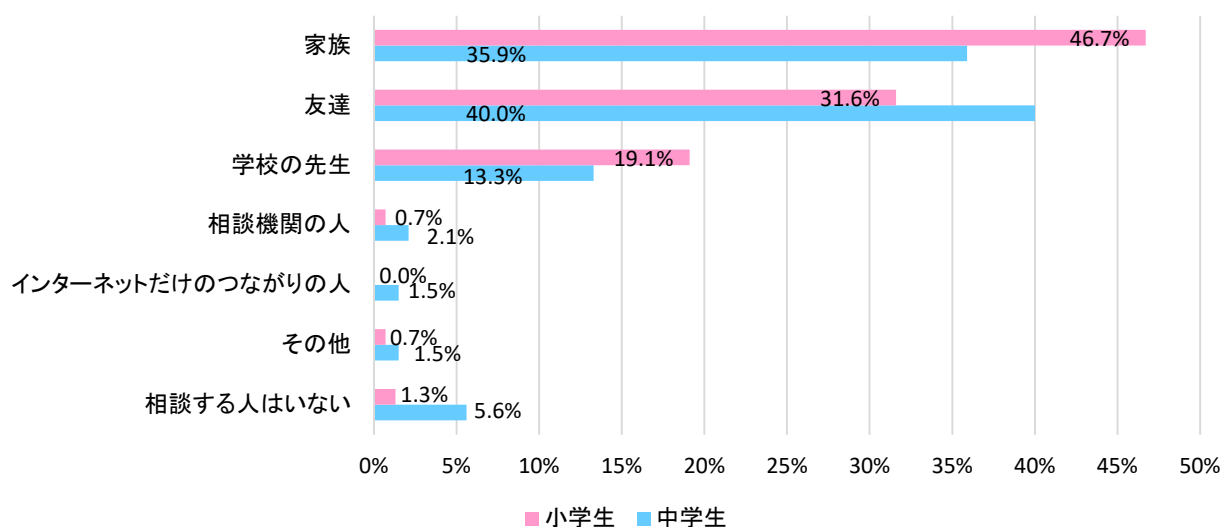


図 1 2 : 心配事を相談できる人（16 歳以上）

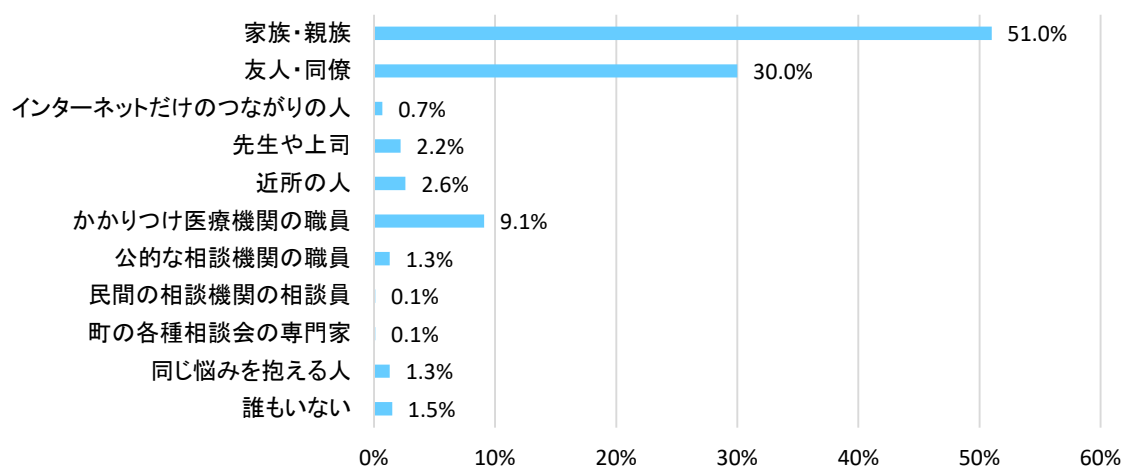
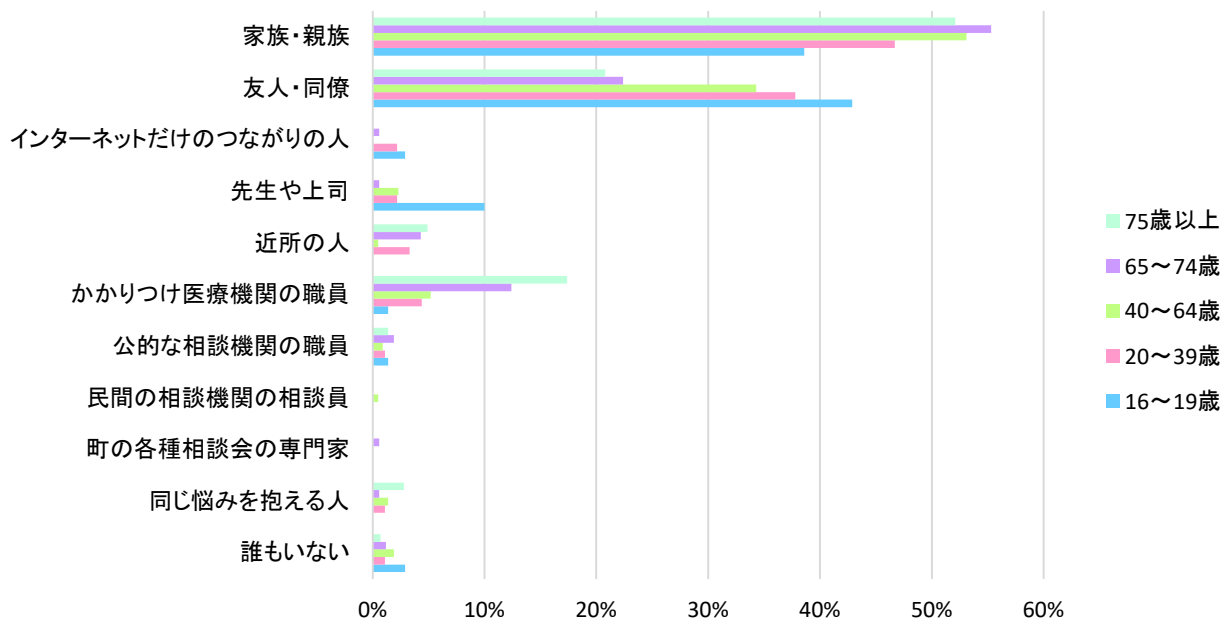


図 1 3 : 心配事を相談できる人（16 歳以上の年齢区分別割合）



1. 心理的苦痛を感じる人は「あまりない」人が最も多い。

16 歳以上の人のアンケート調査では、「気分障害・不安障害に相当する心理的苦痛を感じることがありますか？」という問いに対し、「あまりない」と回答した人が 41.4%と最も多く、「多少ある」と回答した人は 30.4%でした。「大いにある」と「多少ある」と回答した人の合計と、「まったくない」「あまりない」と回答した人の合計の 2 区分でみると、20～39 歳の若い世代で「大いにある」「多少ある」と回答した人の合計割合が 40%と最も多いことがわかります。

図 1 4：心理的苦痛の有無（16 歳以上）

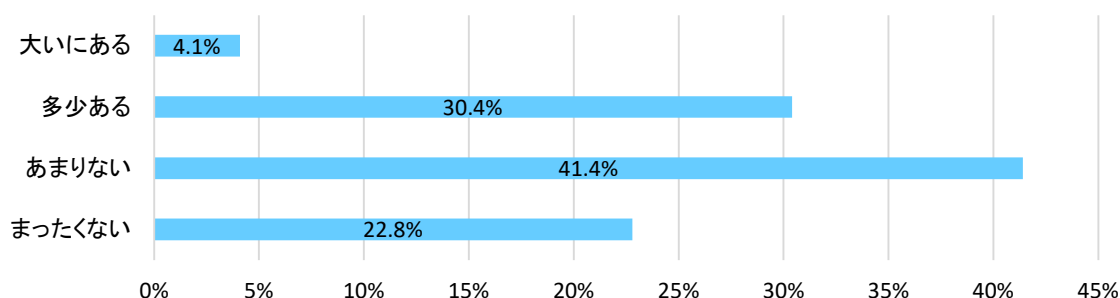


図 1 5：心理的苦痛の有無の年代別割合（16 歳以上）

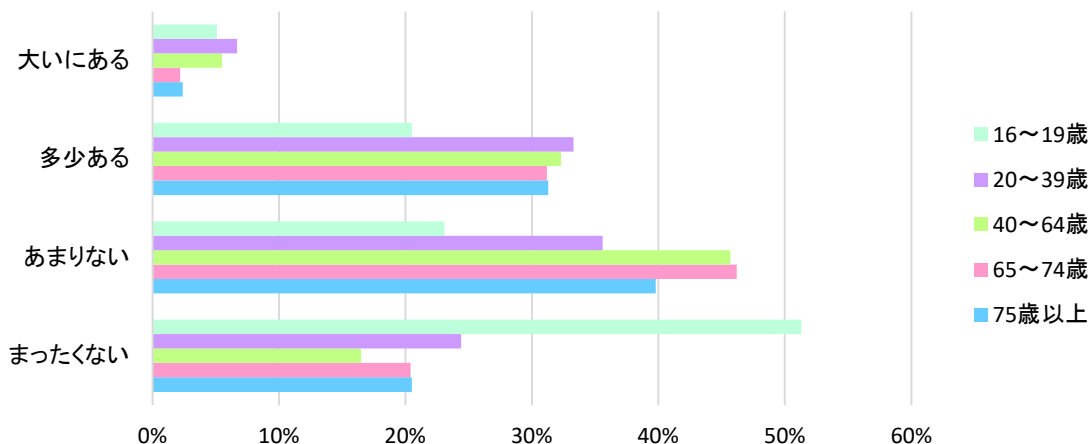
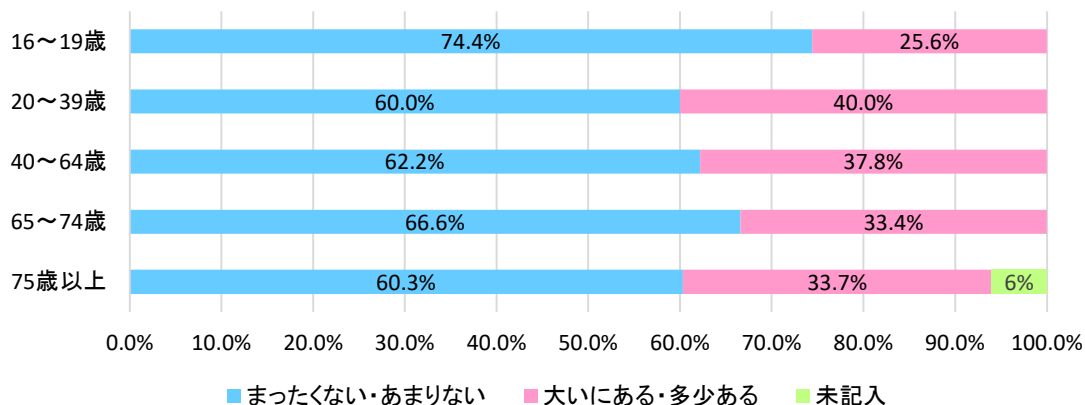


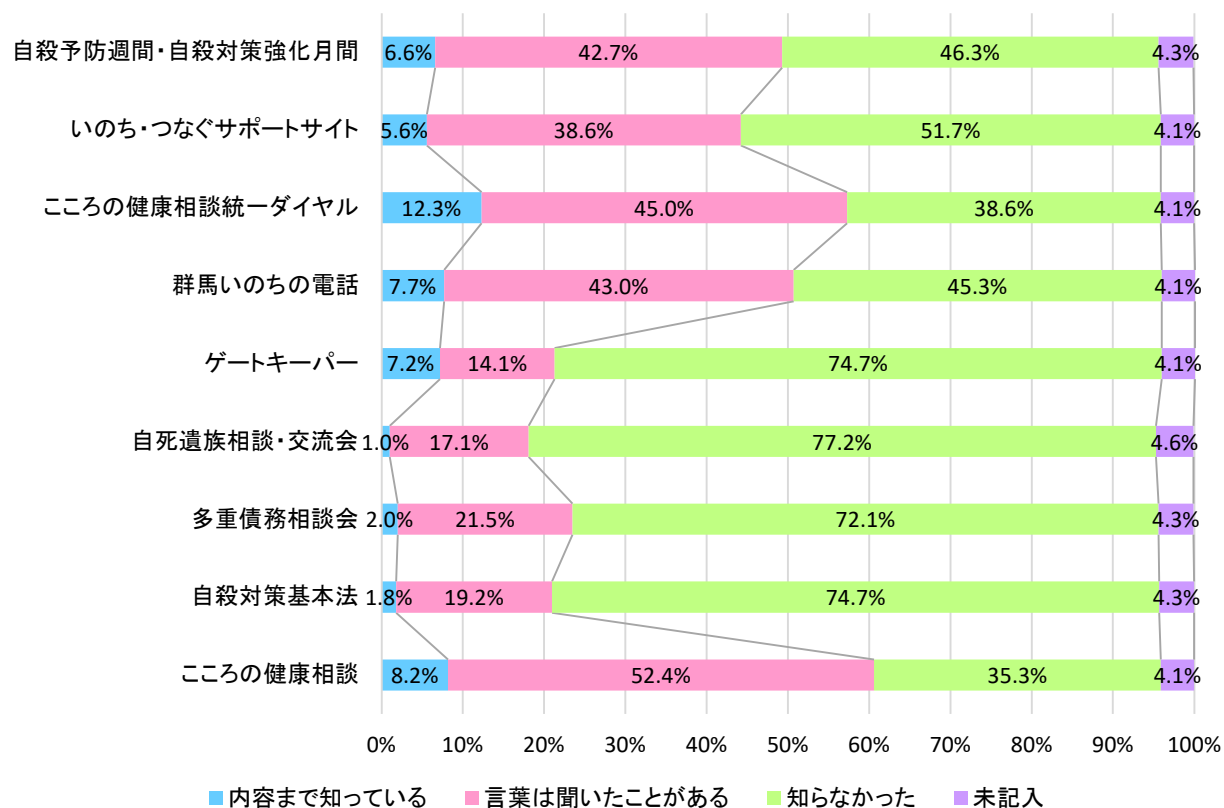
図 1 6：心理的苦痛の有無 2 区分の年代別割合（16 歳以上）



2. 自殺対策に関する認知度は「こころの健康相談」が最も高い。

「次の自殺対策の事柄について知っていますか？」という問いに対して、全体的にみると、「内容まで知っている」と「言葉は聞いたことがある」の合計は、「こころの健康相談」が最も高くなっています。次に多いものは「こころの健康相談統一ダイヤル」になっています。

図 17：自殺対策関連の認知度（複数回答）



Ⅲ 自殺対策の基本方針

令和４年１０月に閣議決定された自殺総合対策大綱では、自殺総合対策の基本方針として、以下の５点が掲げられています。

Ⅲ-1 生きることの包括的な支援として推進

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や多重債務、生活苦等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに自殺リスクが高まります。

そのため、自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。自殺防止や遺族支援といった狭義の自殺対策だけでなく、「生きる支援」に関する地域のあらゆる取組を総動員して、まさに「生きることの包括的な支援」として推進することが重要です。

この考え方は、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であるＳＤＧｓの理念と合致するものであることから、自殺対策は、ＳＤＧｓの達成に向けた政策としての意義も持ち合わせるものです。

Ⅲ-2 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開

自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにして自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。また、このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。

自殺の要因となり得る孤独・孤立、生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等、関連の分野においても同様の連携の取組が展開されています。連携の効果を更に高めるため、そうした様々な分野の生きる支援にあたる人々がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。

とりわけ、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」の実施など地域共生社会の実現に向けた取組、生活困窮者自立支援制度などとの連携を推進することや、精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高め、誰もが適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにすること、その他にも孤独・孤立対策やこども家庭庁との連携を図る取組が重要です。

Ⅲ-3 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

さらに、自殺対策は、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」、それぞれにおいて強力に、かつそれらを総合的に推進することが重要です。

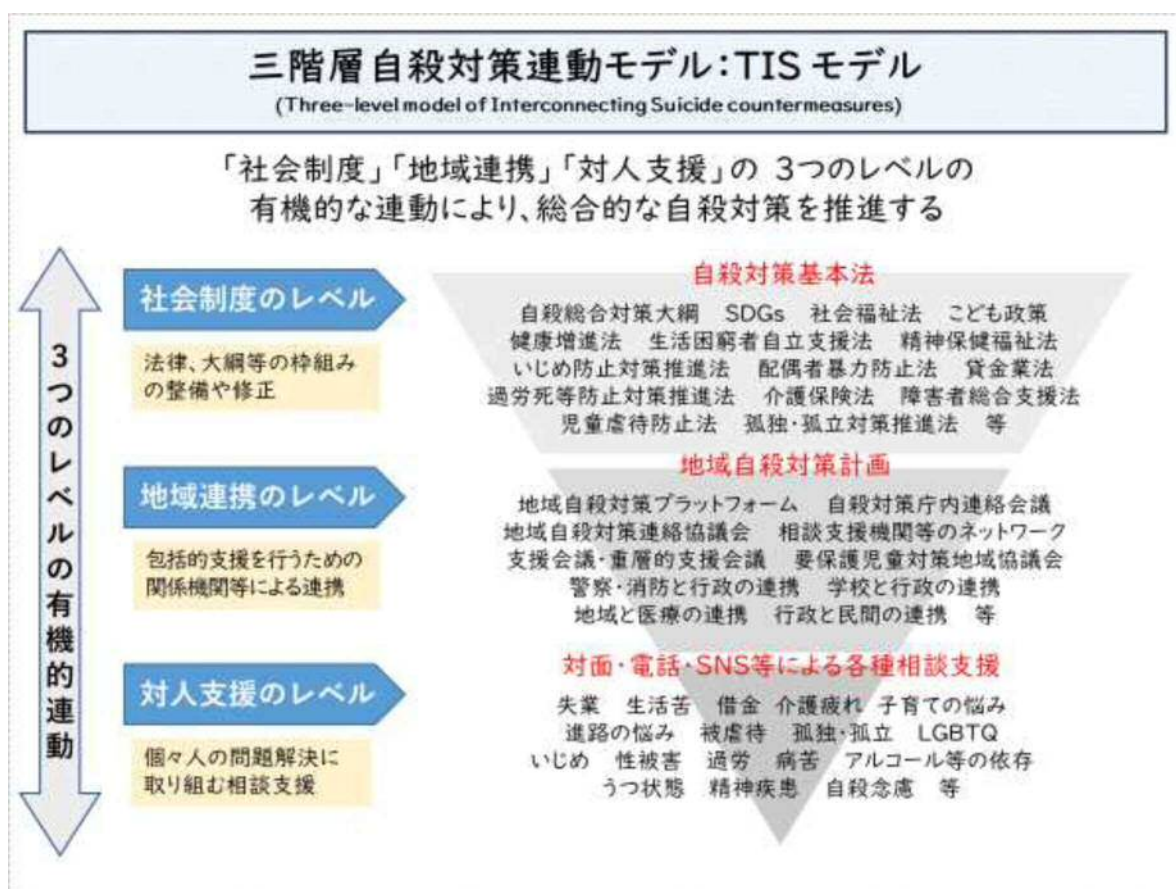
これは、住民の暮らしの場を原点としつつ、「様々な分野の対人支援を強化すること」と、

「対人支援の強化等に必要な地域連携を促進すること」、更に「地域連携の促進等に必要な社会制度を整備すること」を一体的なものとして連動して行っていくという考え方（三階層自殺対策連動モデル）です。

また、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、それに自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」の、それぞれの段階において施策を講じる必要があります。

加えて、「自殺の事前対応の：更に前段階での取組」として、学校において、児童生徒等を対象とした、いわゆる「SOSの出し方に関する教育」を推進することも重要とされています。

図 18：三階層自殺対策連動モデル（自殺総合対策推進センター資料）



Ⅲ-4 実践と啓発を両輪として推進

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように積極的に普及啓発を行うことが重要です。

全ての国民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、メンタルヘルスへの理解促進も含め、広報活動、教育活動等に取り組んでいくことが必要です。

また、自殺に対する誤った認識や偏見によって、遺族等が悩みや苦しさを打ち明けづらい状

況が作られるだけでなく、支援者等による遺族等への支援の妨げにもなっていることから、自殺に対する偏見を払拭し正しい理解を促進する啓発活動に取り組んでいくことが必要です。

Ⅲ-5 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

我が国の自殺対策が最大限その効果を発揮して「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業、国民等が連携・協働して国を挙げて自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要です。

具体的には、国には「自殺対策を総合的に策定し、実施する」責務があり、地方公共団体には「地域の状況に応じた施策を策定し、実施する」責務があります。また関係団体や民間団体、企業には、それぞれの活動内容の特性等に応じて「積極的に自殺対策に参画する」ことが求められ、国民にも「自殺が社会全体の問題であり我が事であることを認識し、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現のため、主体的に自殺対策に取り組む」ことが期待されます。

また、地域においては、地方公共団体、民間団体の相談窓口及び相談者の抱える課題に対応する制度や事業を担う支援機関（地域自殺対策推進センター、精神保健福祉センター、保健所等）とのネットワーク化を推進し、当該ネットワークを活用した必要な情報の共有が可能となる地域プラットフォームづくりが重要となります。

Ⅲ-6 自殺者等の名誉及び生活の平穏への配慮

国、地方公共団体、民間団体等の自殺対策に関わる者は、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、不当に侵害することのないよう、このことを認識して自殺対策に取り組む必要があります。

Ⅳ 中之条町の自殺対策における評価と今後の取組

中之条町では、町の自殺実態や町民意識調査の結果を踏まえ、かつ自殺対策の基本方針にのっとり、「誰も自殺に追い込まれることのない中之条町」の実現を目指して、施策を展開してきました。しかしながら 2012～2016 年の年間平均自殺死亡率 23.9 に対し、2018～2022 年の年間平均自殺死亡率が 27.8 と高くなってしまいました。今後、以下の施策の更なる強化に取り組む必要があります。

Ⅳ-1 地域・役場組織内におけるネットワークの強化

庁内関係部署と自殺対策行動計画の進捗を年に 1 回確認するために連携と協力を得ることができました。中之条町健康づくり推進協議会はコロナ禍のため、書面開催が続きましたが、令和 5 年度に対面実施でき、自殺対策行動計画について協議を行いました。今後も引き続き各組織との連携強化に努めます。

【 事 業 】 事 業 内 容	担当部署
【いのち支える中之条町自殺対策推進本部の設置】 自殺対策について庁内関係部署との緊密な連携と協力により、自殺対策を総合的に推進するために推進本部を設置します。	保健環境課
【中之条町健康づくり推進協議会】 関係各種団体の代表者が集まり、町の自殺対策に関する協議を行います。	保健環境課
【要保護児童対策地域協議会】 要保護児童及びその保護者に関する情報交換や支援内容の協議を行います。	住民福祉課
【地域ケア会議】 主に高齢者を対象とした個別課題の中から地域に共通する課題を見出し、地域の課題として解決していくために多職種と協議します。	社会福祉協議会

Ⅳ-2 自殺対策を支える人材の育成

自殺対策を支える人材の育成は、対策を推進する上で重要な基盤となります。住民アンケート調査では「心配事を相談できる人は誰ですか？」という問いに対し、図 11 より「家族・親族」「友人・同僚」と多くの方が回答していました。また、自殺対策行動計画策定以降、年 2 回のゲートキーパー養成を目標として実施し、2019 年～2023 年度までに 232 人が受講しています。

ゲートキーパーという言葉すら知らない人がまだまだ多いため、誰もが身近な人の悩みや問題に気づき、自殺リスクの高い人を支援につなげられるよう、様々な機会をとらえて研修等実施します。

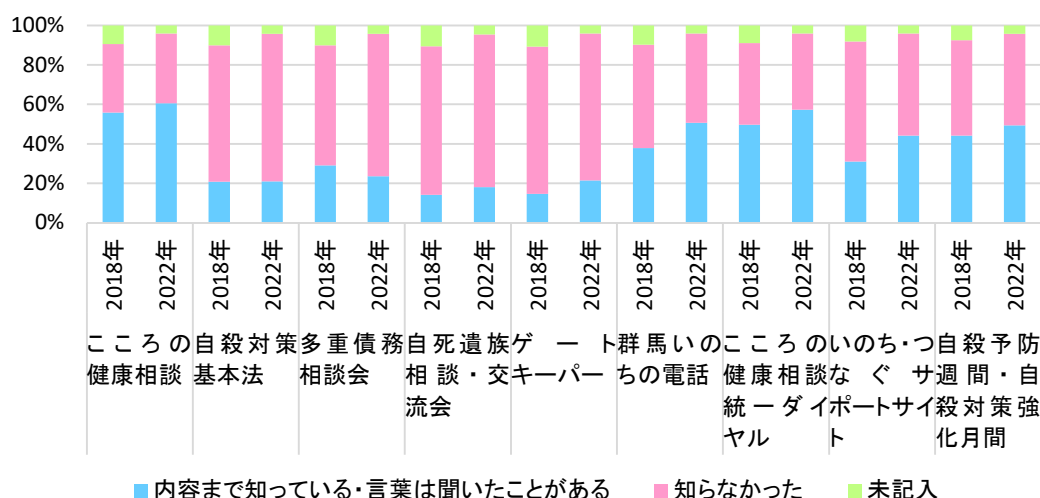
【 取 組 】 取 組 内 容	担当部署
【ゲートキーパー養成】 各種団体や町民を対象として養成をすることで人材を確保します。	保健環境課
【中之条町職員のメンタルヘルス対策】 職員を対象にメンタルヘルス研修の実施、相談窓口の周知、個別相談等によりメンタルヘルス対策に努めます。	総務課
【中之条町教職員の心の健康づくり計画】 教職員自らのメンタル対策を促し、対処方法を学び人材育成をします。 メンタル不調者を未然に防止します。	こども未来課
【サポーター、ボランティア養成】 介護予防・子育てのサポーター養成やボランティア養成により町民の支援者を育成し、ゲートキーパー養成講座への参加を推奨します。	保健環境課 社会福祉協議会

IV-3 町民の皆さんへの啓発と知識の共有

地域のネットワークを強化して、相談体制を整えても、町民が相談機関や相談窓口の存在を知らなければ、誰かが問題を抱えた際に適切な支援へとつながることができません。

住民アンケート調査で、町内外の主な相談機関の認知度を確認したところ、「内容まで知っている」と「言葉は聞いたことがある」の合計は、2018 年の住民意識調査と比較すると「多重債務相談会」以外は認知度が高くなっています。しかしながら「内容まで知っている」と回答している人は「こころの健康相談統一ダイヤル」の 12.3%以外は依然として 1 割にも満たないことから、町民とのさまざまな接点を活かして相談機関等に関する情報提供が必要です。

図 1 9 : 自殺対策認知度の比較



〔出典〕2018年住民意識調査と2022年住民アンケート調査

【 取 組 】 取 組 内 容	担当部署
【自殺対策に関する啓発】 イベント時に啓発用のティッシュやリーフレットの配布、自殺予防月間（9月）や自殺対策強化月間（3月）にポスターの掲示や広報による周知を行います。	保健環境課
【相談機関の周知】 広報等における周知やリーフレットの設置、配布を行います。	保健環境課

Ⅳ-4 生きることの促進要因への支援

自殺に追い込まれる危険性が高まるのは、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」よりも、「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回った時です。そのため「生きることの阻害要因」を減らすための取組のみならず、「生きることの促進要因」を増やすための取組を合わせて行うことによって、自殺リスクを低下させる必要があります。こうした点を踏まえて町では、「生きることの促進要因」の強化につなぎ得る取組を進めます。

【 取 組 】 取 組 内 容	担当部署
【高齢者の居場所づくり】 介護予防事業や社会福祉事業等により高齢者の健康づくりや交流の場を提供します。	住民福祉課 保健環境課 社会福祉協議会
【子どもの居場所づくり】 学校不適応児童生徒の支援の場の設置や学校の相談室、保健室機能の充実を図ります。放課後子ども教室や学童保育への支援をします。 また、親子の交流の場を提供します。	こども未来課 住民福祉課 保健環境課
【相談機関等の周知】 各種相談に応じた相談機関や活動の場を周知します。	保健環境課
【自殺未遂者への支援】 自殺未遂者への支援のために、吾妻自殺連絡会議を通じ、警察・消防・医療と行政機関の連携を強化します。	保健環境課
【遺された人への支援】 県で実施している自死遺族の会の周知に努めます。	保健環境課

Ⅳ-5 若年者層への支援の強化

中之条町において、40 歳未満の若年層の自殺は依然として多い状態です。図 3 より 2018～2022 年の 5 年間に自殺で亡くなった人を性・年代別の自殺死亡率で見ると男性の若年層で全国よりかなり高くなっています。住民アンケートでは図 10・11 より「心配事を相談できる人は誰ですか？」の問いに対し、小学生 1.3%、中学生 5.6%、16 歳以上 1.5%と少数ではありますが「誰もいない」と回答しています。

若年層が自殺に追い込まれることなく、抱えた悩みや問題が深刻化する手前の段階で必要な支援につながる取組が必要と思われます。

学校では「周囲の人に助けを求めることが恥ずかしくないこと（を教えること）」また、誰にどう助けを求めればよいのかを学ぶ取組として、「SOS の出し方に関する教育」を実施しています。そして、子どもからの SOS に対して、周囲の大人が適切に対応できるよう、子どもたちの SOS を適切な支援につなげられるようにしていきたいと思います。

また、出産前から子育てまで切れ目なく支援のつながりが十分になされるよう、支援関係者間で連携し、必要な取組を実施していきたいと思います。

【 取 組 】 取 組 内 容	担当部署
【SOSの出し方教育】 児童生徒が、いのちの大切さを実感できる教育や、生活上の困難・ストレスに直面した時の対処方法・SOSの出し方を学ぶための教育を推進します。	こども未来課
【居場所づくりの推進】 学校に適應することが難しい児童生徒の支援の場の設置や学校の相談室、保健室機能の充実を図ります。放課後子ども教室や学童保育への支援をします。	こども未来課 住民福祉課
【児童生徒の支援体制強化】 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーとの連携を図り児童生徒・保護者・教職員への支援や、学校における教育相談機能の充実を図ります。	こども未来課
【児童生徒への啓発】 児童生徒による主体的ないじめ防止活動を行います。また、心について学習の機会として講演会を実施します。	こども未来課 保健環境課
【アウトメディアの推進】 メディアの過剰な使用や誤った使用による被害を防ぐためにメディアの使用を控えることを推進します。	生涯学習課
【相談機関の周知】 児童生徒への各種相談機関を掲載したカードを作成し配布します。 また、子育て・ひきこもり・不登校等相談機関を周知します。	保健環境課

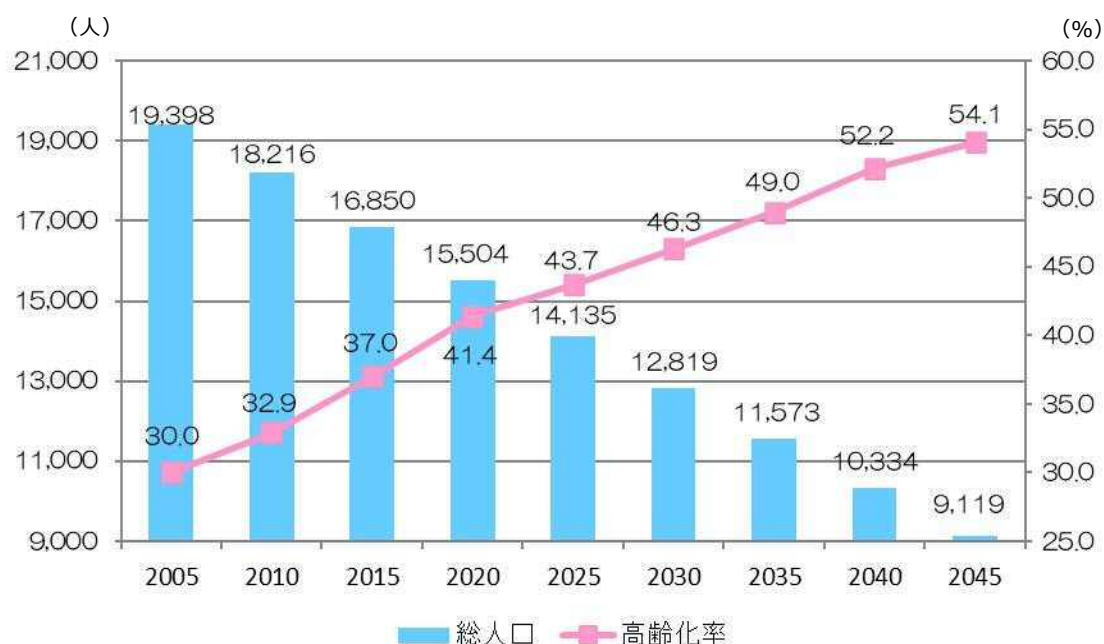
【 取 組 】 取 組 内 容	担当部署
【妊娠・出産から就学後までの支援の推進】 母子手帳交付時から出産・子育てまで切れ目のない支援を行います。 特定妊婦の把握や産後うつ病対策・産後ケア事業の推進、乳幼児健診・相談事業を通じ安心して生み育てるための支援をします。 また要支援保護児童に対し要保護児童対策地域協議会等と連携を図り支援します。	保健環境課 住民福祉課

Ⅳ-6 高齢者層への支援の強化

表2より過去5年間に於いて自殺で亡くなった22人のうち10人が60歳以上となっています。80歳以上の女性では全国の上自死死亡率よりかなり高くなっています。

中之条町においても総人口が減少する中、高齢者人口は増加し、高齢化率はさらに上昇する見込みです。

図20：中之条町の総人口と高齢化率の推移（2020年以降は推計値）

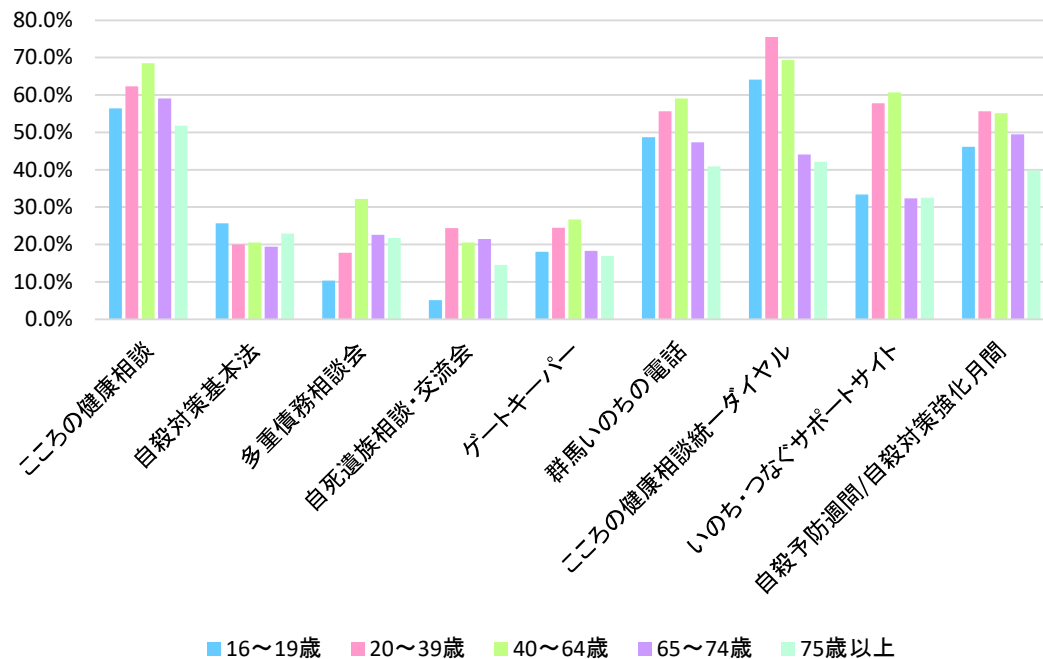


（出典）2005年～2015年まで：総務省「国勢調査」
2020年以降：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（平成30(2018)年推計）

今後、更に高齢化が進むにつれて、家族や地域との関係の希薄化により、社会的に孤立する高齢者が一層増加するおそれがあります。

高齢者の社会的な孤立は、本人の生きがいの喪失につながるとともに、さまざまな問題を抱えたときに誰にも相談できず、自殺リスクが高まると考えられることから、居場所づくりや相談機関の周知、見守り等により孤立化を防がなければなりません。図21より自殺対策の中でも相談機関等の認知度は高齢者になるほど低くなっているため、周知方法の検討や身近な人の気づきから必要な支援に繋ぐことができるようにしなければなりません。

図 21：年代別自殺対策認知度



〔出典〕住民アンケート調査

【 取 組 】 取 組 内 容	担当部署
【包括的な支援のための連携強化】 民生児童委員、健康委員、協議体等身近な支援者と連携し、様々な悩みを抱えている高齢者を早期発見・支援します。また、多職種との連携を強化し、会議等を通じ個別支援をします。	住民福祉課 保健環境課
【介護予防事業等の実施】 介護予防教室やサロン等の介護予防事業を展開し、高齢者の健康づくりや交流の場を提供します。	住民福祉課 保健環境課
【介護者支援の充実】 介護相談や介護者家族との交流の場を提供し、また介護慰労手当の支給等を行い支援します。	住民福祉課
【各種相談事業の実施】 高齢者の悩みに対するさまざま相談を行い、必要な支援へつなげることで悩みの解決を目指します。	住民福祉課 社会福祉協議会 保健環境課 総務課
【高齢者の生きがいのづくりの推進】 地域で活動している老人クラブやサロン活動への助成金交付による活動支援や、高齢者が学習意欲を持ち生き生きと活動する場を提供します。	社会福祉協議会 生涯学習課

Ⅳ-7 無職・失業・生活に困窮している人への支援の強化

図5より2018～2022年の5年間の自殺率を見ると、20～39歳の男性・無職者・独居の人が全国と比べて高くなっており、失業や生活苦、孤立等からくるうつ状態等が考えられます。

また、失業・無職によって生活困窮状態にある方は、単に経済的に困窮しているだけでなく、心身の健康や家族との人間関係、ひきこもりなど、他のさまざまな問題を抱えた結果、自殺に追い込まれることが少なくないと考えます。

そのため、継続して相談支援や生活困窮者へ関係機関と連携して支援体制の充実を図る必要があります。

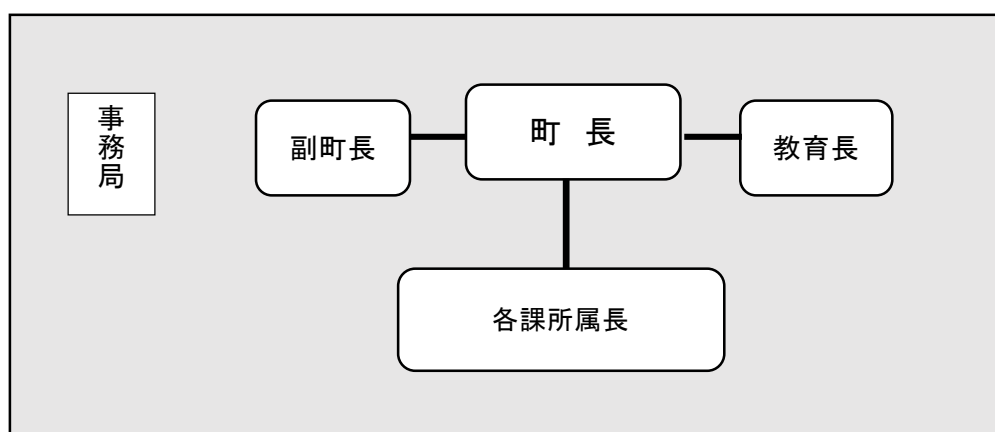
【 取 組 】 取 組 内 容	担当部署
【相談支援体制の充実】 各種相談事業により生活困窮者への相談体制の充実を図ります。	総務課 社会福祉協議会 住民福祉課
【補助金等の資金援助事業】 就学援助や手当の支給・医療費の助成等を行います。また町内事業者への資金援助により就労を支援します。	住民福祉課 こども未来課 観光商工課
【生活困窮者自立支援制度との連携】 各種相談事業により生活困窮の端緒となる事象を把握し、各関係機関と連携し、自立相談支援事業等の利用勧奨を行い、生活困窮者を支援します。	保健環境課 住民福祉課 県社会福祉協議会

V 自殺対策の推進体制

「誰も自殺に追い込まれることのない中之条町」の実現を目指して、「いのち支える中之条町自殺対策推進本部」を設置して全庁的な関連施策の推進を図ります。

また、多分野の関係者との連携と協力のもと、効果的な施策を推進していくために、幅広い関係機関・団体で構成される「中之条町健康づくり推進協議会」を設置して自殺対策を推進していきます。

V-1 いのち支える中之条町自殺対策推進本部（役場内）



V-2 中之条町健康づくり推進協議会

関係行政機関、保健医療関係団体、地区の衛生組織、学校、事業所等の代表者及び学識経験者で構成される協議会であり、当町の自殺対策推進の中核組織として、自殺対策に係る計画の協議や承認、計画の進捗状況の検証などを行います。

また、学校、労働、消防、警察、法律等幅広い関係機関・団体で構成される「吾妻地域自殺対策連絡会議」を通じ連携と協力のもとに、社会全体での取り組みを推進していきます。

V-3 主な評価指標と検証・評価

本計画の主な評価指標を次表のとおりとし、毎年施策の取組状況を取りまとめ、進捗状況を検証・評価しました。中之条町健康づくり推進協議会はコロナ禍で対面開催できず、書面開催となりました。また、さろんもコロナ禍のためなかなか開催できず参加者も少なくなり中止となった地区もありました。一方で新たなさろんの新設もあり、高齢化が進むにつれ高齢者の孤立を防ぐためにも、今後ますます高齢者の居場所の確保は必要と思われます。自殺対策の名称や内容については様々な媒体を活用し継続して周知することで、必要な人へ必要な支援が届くようにする必要があります。

主な施策分野	指標の内容	H31 年度	現状値 (R5 年度)	目標値等
ネットワーク の強化	中之条町健康づくり推進協 議会開催数	2 回／年	1 回／年	2 回／年
人材の育成	ゲートキーパー養成講座開 催回数	2 回 (H30 年度)	2 回／年	2 回／年
	ゲートキーパーを知らない 人の割合減少	70.4%	74.7%	50%以下
啓発と知識の 共有	広報による相談機関の周知	—	2 回／年	1 回以上／年
	イベント等で相談機関の周 知	2 回／年	2 回／年	2 回以上／年
生きることの 促進要因への 支援	「自死遺族相談・交流会」 を知らない人の割合減少	75.3%	77.2%	50%以下
若年者層への 支援	S O S の出し方教育実施学 校数	—	中学校 2 校 で実施	中学校 2 校で実 施
	児童生徒への相談機関の力 ード配布	—	中学校 2 校 で実施	中学校 2 校で配 布
高齢者層への 支援	さろん等の開催箇所数	28 箇所	26 箇所	28 箇所以上
	地域ケア会議開催数	1 回／月	1 回／月	1 回／月
無職・失業者 ・生活困窮者 への支援	無料法律相談開催回数	1 回／月	1 回／月	1 回／月

VI 参考資料

VI-1 生きる支援関連施策一覧

1 地域レベルの実践的な取組を強化する

事業(業務)名	事業(業務)内容	担当所属(団体)
自殺対策計画策定	自殺対策推進本部を庁内に設置し、住民意識調査等から自殺対策について検討し計画を策定する。	保健環境課

2 町民一人ひとりの気づきと見守りを促す

(1) 自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施

事業(業務)名	事業(業務)内容	担当所属(団体)
自殺予防月間(9月) 自殺対策強化月間(3月)	ポスターの掲示、広報による周知	保健環境課

(2) 自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及

事業(業務)名	事業(業務)内容	担当所属(団体)
普及啓発事業	自殺予防リーフレットやティッシュの配布	保健環境課
こころの講演会	中学校において命の大切さについて講演を開催	保健環境課

(3) うつ病等についての普及啓発の推進

事業(業務)名	事業(業務)内容	担当所属(団体)
普及啓発事業	自殺予防・睡眠障害予防リーフレット配布及び相談窓口設置	保健環境課

3 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する

事業(業務)名	事業(業務)内容	担当所属(団体)
自殺対策に関する意識調査	自殺対策計画策定にあたり住民意識調査を実施し、実態把握を行う。	保健環境課

4 自殺対策に係る人材確保、養成、及び資質の向上を図る

事業(業務)名	事業(業務)内容	担当所属(団体)
ゲートキーパー養成講座	民生児童委員・すこやか健康委員・ボランティア・町職員・町民等にゲートキーパー養成講座を実施する。	保健環境課

5 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する

(1) 職場におけるメンタルヘルスの推進

事業(業務)名	事業(業務)内容	担当所属(団体)
中之条町教職員の心の健康づくり計画	教職員を対象にストレスチェックを実施。教職員自らのストレスの状況について気づきを促し、その対処を支援することによるメンタル不調の未然防止。	こども未来課
職員のメンタルヘルス対策	職員を対象にメンタルヘルス研修の実施、相談窓口の周知、個別相談等によりメンタルヘルス対策に努めます。	総務課

(2) 地域における心の健康づくりの推進体制の整備

事業(業務)名	事業(業務)内容	担当所属(団体)
自殺予防の普及啓発	保健環境まつりにおけるティッシュ等の配布を行う。	保健環境課
薬物乱用防止啓発活動	青少年育成推進員などによりティッシュを配布するなど薬物乱用防止の啓発を行う。	保健環境課

(3) 学校における心の健康づくりの推進体制の整備

事業(業務)名	事業(業務)内容	担当所属(団体)
児童生徒の心の健康づくりの推進(県教委との連携事業)	いじめや不登校などの未然防止、早期発見・早期対応のため、県教委から派遣される巡回型スクールカウンセラー及び中之条中学校に配置されるスクールソーシャルワーカーと連携をとることで、児童生徒・保護者・教職員への支援や、学校における教育相談機能の充実を図る。	こども未来課
中之条町こどもの学び・生活支援計画	①心の相談事業 生徒が安定して学校生活が送れるよう、中之条中学校に相談員(1名)を配置し、相談室において心のケアを行う。 ②養護教諭補助教員の配置 中之条小学校・中之条中学校に、それぞれ1名配置し、児童生徒が安心・安全に過ごせるよう保健室機能の充実を図る。	こども未来課
いじめ問題防止対策推進	管内全ての小中学校において、児童生徒による主体的ないじめ防止活動を推進する。(4校合同で児童生徒が主体的に取り組む検討会議を開催)	こども未来課
福祉教育推進事業	管内小中学校に補助金を交付し、福祉教育を推進する。	社会福祉協議会
思春期講演会	中学校において思春期の心と性について講演会を開催。	保健環境課
こころの講演会	中学校において命の大切さについて講演を開催。	保健環境課
いのちを育む講座	小学校6年生とその保護者を対象に助産師による講座を実施。	こども未来課

6 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする

(1) 子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備

事業(業務)名	事業(業務)内容	担当所属(団体)
要保護児童対策地域協議会	要保護児童に対し、関係機関と情報共有し支援対策を検討する。	住民福祉課

(2) うつ病以外の精神疾患等(統合失調症、アルコール健康障害、薬物依存症、ギャンブル等依存症等)のハイリスク者対策

事業(業務)名	事業(業務)内容	担当所属(団体)
こころの健康相談	吾妻保健福祉事務所の協力により精神科医による精神疾患等の相談を実施。	保健環境課

7 社会的な取組で自殺を防ぐ

(1) 地域における相談体制の充実と支援策、相談窓口情報等の分かりやすい発信

事業(業務)名	事業(業務)内容	担当所属(団体)
福祉なんでも相談事業	様々な悩みや困りごとに相談員が応じ、解決の難しい相談は専門の相談機関を紹介する。	社会福祉協議会
子育て相談事業	子育て中の親を対象とした子育ての悩み相談や家庭環境の悩み相談を実施する。	住民福祉課
出会い・子育て応援サイト運営	子育てに関する情報をまとめて発信する。	住民福祉課
こころの健康相談	吾妻保健福祉事務所の協力により精神科医による精神疾患等の相談を実施。	保健環境課
人権相談	人権擁護委員等による相談を実施。	住民福祉課
年金相談	社会保険労務士、年金事務所職員による相談を実施。	住民福祉課
地域ケア会議 自立支援型ケア会議	個別課題の中から地域に共通する課題を見出し、地域の課題として解決していくために多職種と協議。	社会福祉協議会
広報等による情報発信	行政に関する情報・生活情報を広報やホームページ、DXを通じ発信。	企画政策課
子育てモバイルによる 情報発信	子育てに関する情報を発信。	保健環境課
高齢者見守りネットワーク 事業	町内外の事業所・店舗と提携し、見守りや声掛けによって、異変をいち早く発見・対応する。認知症の人が困ったときに助けを求めやすいよう、「希望をかなえるヘルプカード」を普及促進する。	社会福祉協議会

(2) 経営者に対する相談事業の実施等

事業(業務)名	事業(業務)内容	担当所属(団体)
中之条町事業継続補助金	町内小規模事業者支援による経済活性化と地域コミュニティの維持及び雇用の確保のため、店舗の改修や備品購入に対する補助を実施。補助率 1/2、補助限度額 30 万円。	観光商工課
中之条町チャレンジショップ出店支援事業	空き店舗を利用する新規出店者を支援する事業。家賃又は改修費を補助。家賃は補助率 1/2 で 1 ヶ月 5 万円を限度とし 3 年間、改修費は補助率 1/2 で 1 回限り 30 万円を限度とする。	観光商工課
中之条町起業支援事業	町内に起業する事業者に補助金を交付する事業。 ①事業所開設に必要な費用(事業所、設備、備品の購入費や改修費) 補助率 1/2、100 万円限度、起業時 1 回限りの補助。 ②事業実施に必要な直接人件費を補助。 補助率 1/2、5 万円/月限度、補助期間 12 か月。	観光商工課

(3) 法的問題解決のための情報提供の充実

事業(業務)名	事業(業務)内容	担当所属(団体)
無料法律相談	月 1 回、町民を対象に町の顧問弁護士が法律等に関する悩み事に関してアドバイスをを行う。	総務課

(4) 危険な場所、薬品等の規制等

事業(業務)名	事業(業務)内容	担当所属(団体)
町単独道路維持事業	橋梁の欄干が低い場所に対し、嵩上げを実施することにより危険を回避、自殺予防を図る。	建設課

(5) インターネット上の自殺関連情報対策の推進

事業(業務)名	事業(業務)内容	担当所属(団体)
アウトメディア推進事業	電子メディアの過剰な使用や、誤った使用による健全な成長の阻害と犯罪被害の防止を目的として、アウトメディア推進委員会を組織し啓発活動を実施。	生涯学習課

(6) 介護者への支援の充実

事業(業務)名	事業(業務)内容	担当所属(団体)
介護相談	介護に関する全般的な相談事業として実施。	社会福祉協議会
在宅介護慰労手当支給事業	介護を必要とする在宅高齢者を 1 年以上介護する介護者に、介護慰労手当を支給する。	住民福祉課
介護者リフレッシュの集い	寝たきり・認知症などの在宅高齢者を 1 年以上介護する介護者を対象に、介護者同士の交流と心身のリフレッシュを目的とした保養事業。	社会福祉協議会
認知症の人と歩む会	認知症の人を支援する家族の会として、情報交換とアドバイザーによる助言の場として実施。	社会福祉協議会

(7)ひきこもりへの支援の充実

事業(業務)名	事業(業務)内容	担当所属(団体)
中之条町適応指導教室 設置事業	学校に適応することが難しい児童生徒の集団生活への適応を促し、 学校生活への復帰を支援・援助するために、旧名久田小学校に設 置。(指導員を2名配置)	こども未来課

(8)児童虐待や性犯罪・性暴力の被害者への支援の充実

事業(業務)名	事業(業務)内容	担当所属(団体)
要保護児童対策 地域協議会	虐待を受けている子ども等の適切な保護及び支援を図るため、関係 機関で情報共有を行う。	住民福祉課

(9)生活困窮者への支援の充実

事業(業務)名	事業(業務)内容	担当所属(団体)
要保護及び準要保護 児童生徒援助事業	学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第19条の 規定に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる児童及び 生徒の保護者に対して就学援助を行う。	こども未来課
生活困窮者相談	生活困窮者の相談を受け付け、関係機関と連携し自立支援を行う。	社会福祉協議会
生活福祉資金貸付相談	低所得者、障害者又は高齢者に対し、資金の貸付けに関する必要な 相談支援を行う。	社会福祉協議会

(10)ひとり親家庭に対する相談窓口の充実等

事業(業務)名	事業(業務)内容	担当所属(団体)
子育て相談	相談員による子育て相談を実施。	住民福祉課
ひとり親家庭激励事業	ひとり親家庭を対象に様々な支援を実施。	社会福祉協議会

(11)妊産婦への支援の充実

事業(業務)名	事業(業務)内容	担当所属(団体)
母子健康手帳交付	保健師の対面による交付を実施。アンケートの実施によりハイリスク 者や妊娠・出産への不安等を把握し、必要に応じ相談支援を行う。	保健環境課
両親学級	初妊婦・一部経産婦を対象に実施。妊娠や出産について学び、不安 の軽減を図る。	保健環境課
妊産婦訪問事業	助産師・保健師による訪問相談事業を実施し、育児不安の軽減と産 婦の心身の安定を図る。	保健環境課
産前・産後ヘルパー派遣 事業	産前・産後に親族等から家事・育児の協力が得られない家庭にヘル パーが訪問し、家事・育児の支援を行う。	保健環境課
初回産科受診料支援事 業	妊婦健診受診券が発行される前の産科受診料を支援し経済的負担 の軽減を図る。	保健環境課
出産・子育て応援給付金	妊娠・子育て世帯を対象に、妊娠届提出後に妊婦1人につき5万円、 乳児家庭訪問後に子ども1人につき5万円を支給。	保健環境課

(12) 自殺対策に資する居場所づくりの推進

事業(業務)名	事業(業務)内容	担当所属(団体)
健康づくりサロン	高齢者の集いの場。健康講話、健康相談、レクリエーション等実施。活動量計貸与。	保健環境課
中之条町適応指導教室設置事業	学校に適応することが難しい児童生徒の集団生活への適応を促し、学校生活への復帰を支援・援助するために、旧名久田小学校に設置。(指導員を1名配置)	こども未来課
中之条町こどもの学び・生活支援計画	①心の相談事業 生徒が安定して学校生活が送れるよう、中之条中学校に相談員(1名)を配置し、相談室において心のケアを行う。 ②養護教諭補助教員の配置 中之条小学校・中之条中学校に、それぞれ1名配置し、児童生徒が安心・安全に過ごせるよう保健室機能の充実を図る。	こども未来課
生きがい活動支援通所事業	老人福祉センターへ利用者を送迎し、地域の高齢者の仲間づくりなどに寄与する。	社会福祉協議会
ふれあい・いきいきサロン活動助成事業	地域福祉活動を推進するため、地域で実施するサロン活動に助成金を交付するとともに、情報等提供し、活動の支援を行う。	社会福祉協議会
一人暮らし高齢者食事サービス	75歳以上の一人暮らし高齢者等へ毎月1回食改推に調理していただいたお弁当等をボランティアが届け交流を図る。	社会福祉協議会
一人暮らし高齢者会食会	75歳以上の一人暮らし高齢者が一同に会し、互いの親交を深め情報交換し、地域で健康にいきいきと過ごせるよう支援する。	社会福祉協議会
高齢者自立ミニデイサービス	日常的外出が比較的困難な高齢者に多世代交流の機会を提供することにより、生きがいと生活機能の維持を目的に実施する。	社会福祉協議会 六合支所
子育てひろば はっぴー運営	乳幼児期の親子の遊び場、母親等の孤立化を防ぎ親同士の交流の場として、文化会館内に専用のスペースを提供する。	住民福祉課
世代間交流館(ゆびきり)運営	地域コミュニティーの活性化を図るため、お年寄りから子どもまで気軽に利用できる交流スペースを提供する。	住民福祉課
伊参公民館運営	伊参幼稚園跡を、地域の公民館として地域づくり、人づくりの拠点の場として提供する。	生涯学習課
放課後子ども教室	地域住民のボランティアが主体となり、放課後に小学校1年生から3年生を対象に工作や運動などの体験活動を行う。	住民福祉課
放課後児童健全育成事業	仕事で昼間保護者が家にいない児童の居場所作りとして2か所の民間クラブへの運営費補助及び町立六合学童保育所を運営する。	住民福祉課
子育てサークル等活動支援	子育て中の保護者と児童の活動を支援するため、子育てサークル活動費の一部を助成。また、育児に関する悩みなどの相談相手や児童のあそび相手の確保等を支援する。	住民福祉課
老人クラブ助成事業	高齢者の生きがい対策の一環として、単位老人クラブと町老人クラブ連合会に対し、活動費の助成を行い、高齢者の社会参加促進と健康保持を図る。	住民福祉課

8 子ども・若者の自殺対策を更に推進する

事業(業務)名	事業(業務)内容	担当所属(団体)
いじめ問題防止対策推進	管内全ての小中学校において、児童生徒による主体的ないじめ防止活動を推進する。(4校合同で児童生徒が主体的に取り組む検討会議を開催)	こども未来課
児童生徒の心の健康づくりの推進 (県教委との連携事業)	いじめや不登校などの未然防止、早期発見・早期対応のため、県教委から派遣される巡回型スクールカウンセラー及び中之条中学校に配置されるスクールソーシャルワーカーと連携をとることで、児童生徒・保護者・教職員への支援や、学校における教育相談機能の充実を図る。	こども未来課
中之条町こどもの学び・生活支援計画	①心の相談事業 生徒が安定して学校生活が送れるよう、中之条中学校に相談員(1名)を配置し、相談室において心のケアを行う。 ②養護教諭補助教員の配置 中之条小学校・中之条中学校に、それぞれ1名配置し、児童生徒が安心・安全に過ごせるよう保健室機能の充実を図る。	こども未来課
中之条町適応指導教室設置事業	学校に適応することが難しい児童生徒の集団生活への適応を促し、学校生活への復帰を支援・援助するために、旧名久田小学校に設置。(指導員を1名配置)	こども未来課
思春期講演会	中学校において思春期の心と性について講演会を開催。	保健環境課
こころの講演会	中学校において命の大切さについて講演を開催	保健環境課
DON タイム	中学生の朝活動でワークシートを使い心の安定や安心感をもたらす。	こども未来課

9 勤務問題による自殺対策を更に推進する

事業(業務)名	事業(業務)内容	担当所属(団体)
職員のメンタルヘルス対策	職員を対象にメンタルヘルス研修の実施、相談窓口の周知、個別相談等によりメンタルヘルス対策に努めます。	総務課
中之条町教職員の心の健康づくり計画	教職員を対象にストレスチェックを実施。教職員自らのストレスの状況について気づきを促し、その対処を支援することによるメンタル不調の未然防止。	こども未来課

いのち支える中之条町自殺対策行動計画 中間評価

中之条町 保健環境課（保健センター）

〒377-0494

群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町 1091 番地

TEL：0279-75-8833
